

倫理法・倫理規程セルフチェックシート 基礎編 (解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番 号	正 解	解 説
1	×	<p>「事業者等」とは、法第2条第5項により「<u>法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)</u>をいう。」と定義されており、国、地方公共団体、公益法人等はいずれも「事業者等」に含まれます。(法第2条第5項)</p>
2	○	<p>補助金等を交付する事務に携わっている職員にとって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>その補助金等の交付を受けて、交付対象となる事務・事業を行っている事業者等又は個人</u> ・ <u>その補助金等の交付の申請をしている事業者等又は個人</u> ・ <u>その補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人</u> <p>は、利害関係者になります。(規程第2条第1項第2号)</p>
3	○	<p>「事業の発達、改善及び調整に関する事務」とは、営利を目的とする事業を営む者に対し、必要な事業行政を行うことを指しており、<u>この事業行政に携わっている職員にとって、その対象になる事業を行っている事業者等は、利害関係者とされています。</u>したがって、そのような事業者等は、許認可や補助金交付の関係等がなくても利害関係者になります。(規程第2条第1項第6号)</p>
4	○	<p><u>契約の関係で相手方が利害関係者に該当する期間は、契約の申込みをしようとしていることが明らかな時点から、契約に基づく債権債務関係が終了する時点までです。</u></p> <p>ただし、現在は具体的な契約案件が発生していない場合であっても、例えば周期的に発生する案件や比較的ひんぱんに発生する案件があり、企業側がそうした案件の発生を予想して契約担当職員に接触してくる場合等、利害関係者と認定される場合もあります。(規程第2条第1項第7号)</p>
5	×	<p><u>異動前のポストで利害関係者だった者は、異動後も3年間は、利害関係者とみなされます。ただし、その者とそのポストに現在就いている職員との間の利害関係がなくなった場合には、このみなしもその時点で終了します。</u></p> <p>この規定は、異動した後であっても、後任の職員に影響力を行使することによって職務の公正さを歪め得ると国民から見られること、また、異動後間もない時期に、異動前のポストで利害関係者であった者から物をもらったり接待を受けたりすることは、異動前のポストにおける職務の執行の公正さを疑われるということを考慮した規定です。(規程第2条第2項)</p>

番号	正解	解説
6	○	<p>多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、<u>禁止行為の例外として認められています。</u></p> <p>これは、多数の者が出席する立食パーティーのように、多数の出席者から見られている中で利害関係者から飲食物の提供を受けたとしても、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと考えられることから認められているものです。</p> <p>なお、着席して行われる会食であっても、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合には、立食パーティーに準ずるものとして認められる場合があります。(規程第3条第2項第6号)</p>
7	○	<p>職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、<u>通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられるため、禁止行為の例外として認められています。</u></p> <p>「簡素な飲食」とは、一般的には2,000円～3,000円の箱弁程度までを想定しています。(出席者の顔ぶれ、会議の会場等の事情によっては、個別に判断する余地もあります。)(規程第3条第2項第7号)</p>
8	○	<p>自分の分の費用を自ら負担する場合又は利害関係者でない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食することが認められています。ただし、<u>自分の飲食に要する費用が1万円を超えるような高額な飲食については、その形態によっては、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、透明性を確保するため倫理監督官へ事前に届け出なければなりません。</u>(規程第8条)</p>
9	×	<p>利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されており(規程第3条第1項第1号)、また、<u>同じ府省の他の職員が規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することも禁止されています</u>(規程第7条第1項)。</p> <p>本問の場合、利害関係者からビール券を受け取った職員はもとより、利害関係者から受け取ったビール券が使用されていることを知りながら懇親会に参加した課の職員、また、事情を知りながらビール券を受け取り、これを使用した隣の課の職員は、倫理規程違反に問われることとなります。</p>
10	×	<p><u>利害関係者から金銭や物品などを受け取ることは禁止されており、利害関係者からのせん別は金額の多寡にかかわらず受け取ることができません。</u>(規程第3条第1項第1号)</p>
11	×	<p>利害関係者に対して香典を出すことは問題ありませんし、<u>香典返しについても、一般的な範囲内のもの(半返し程度)であれば受け取ることができます。</u>(規程第3条第1項第1号)</p>

番号	正解	解説
12	×	<p>職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。</p> <p>ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服などの借用のほか、電話やファックスの使用も含まれています。（規程第3条第2項第3号）</p>
13	○	<p>職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等から見て相当である場合、業務用の自動車の提供を受けることは、職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の利益の供与として認められますが、ここでいう業務用の自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、利害関係者の経費でタクシーを用意してもらうようなことは認められません。（規程第3条第2項第4号）</p>
14	×	<p>利害関係者と共にゴルフをすることは、自己の費用を負担する場合であっても禁止されていますが、自分が会員となっているゴルフ場で指定された組にたまたま利害関係者も入っていたような場合は、禁止行為には当たりません。（規程第3条第1項第7号）</p>
15	×	<p>利害関係者と共に旅行をすることは、自己の費用を負担する場合でも禁止されています。</p> <p>なお、職員がパック旅行に参加する場合、そのグループに利害関係者が含まれていることを集合当日に気付いたような場合については、禁止行為には当たりません。また、公務のための旅行であれば、禁止行為の例外として認められています。（規程第3条第1項第8号）</p>
16	×	<p>「私的な関係」とは、親族関係や学生時代の友人関係、地域活動を通じて知り合った者等、職員としての身分にかかわらない関係をいいます。仕事を通じて知り合った関係は、職員としての身分にかかわらない関係とはいえないため、「私的な関係」には当たりません。（規程第4条第1項）</p>
17	○	<p>相手が利害関係者でない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待等を受けることは、相手側は職員からの何らかの見返りを受けることを期待していることが疑われ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、禁止されています。</p> <p>また、つけ回しをすることは、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、許容される場合の想定しがたい悪質な行為として、利害関係の有無を問わず禁止されています。（規程第5条第1項・第2項）</p>

番号	正解	解 説
18	×	各府省(外局を含む。)の職員については、 <u>国の補助金や経費で作成される書籍等(書籍、雑誌等の印刷物のほか、ビデオテープ、CD、DVD等も含む。)については、監修や編さんを行ったことに対して報酬を受けることが禁止されており、実際に作業を行った場合であっても、報酬を受け取ることはできません。</u> また、所属する府省のグループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる書籍等についても、監修料を受け取ることができません。(規程第6条第1項第1号、第2号)
19	×	利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた原稿料や監修料などの報酬についても、 <u>職務に関係する事項に関する報酬であれば、氏名や府省名を明らかにしないで行った場合であっても、贈与等報告の対象となります。</u> (法第6条第1項、規程第11条第1項)
20	○	倫理法・倫理規程に違反する行為は懲戒処分の対象になります。 <u>贈与等報告書についても、提出しなかったり虚偽の事項を記載したりすることは懲戒処分の対象になります。</u> (人事院規則22-1別表第1号)

あなたの正解数はいくつでしたか？

正解数	判 定
0～12	このままでは、違反を犯してしまったり、逆に萎縮して不自由を感じたりするおそれがあります。一刻も早く、国家公務員倫理教本や、国家公務員倫理審査会ホームページに掲載している各種のパンフレット等をお読みください。
13～16	基本事項について一部誤解があるようです。間違った問の内容について、国家公務員倫理教本や、国家公務員倫理審査会ホームページに掲載している各種のパンフレット等で、確認してください。
17～19	基本事項はほぼ身に付いています。惜しくも間違った点については、解説の内容を読んでおいてください。
20	基本事項を十分に理解しています。他の職員の模範になるよう行動しましょう。

基本事項が理解できたら、「倫理法・倫理規程セルフチェックシート応用編」にもチャレンジしてみましょう！